

令和6年度「事業計画書及び収支予算書」

【事業計画書】

事 業 名	実 施 項 目	事 業 内 容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種協議会及び総会等へ積極的に参加し、暴力団排除気運の高揚とともに、暴力団追放三ない運動や不当要求対応要領の浸透を図る。</li> <li>○ 広報啓発内容の検証を行い、既存の広報活動に新たな創意工夫を加えた効果的な広報を展開する。</li> </ul>
	(2) 府民大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察本部とセンター共催の「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」を開催し、暴力追放功労者及び団体の表彰を行い、官民連携による安全で安心なまちづくりの実現に向けた広報を行う。 令和6年度は、11月20日（水）、左京区のロームシアター京都・サウスホールで開催予定である。</li> </ul>
	(3) 大相撲京都場所における広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大相撲京都場所の開催があれば、反社会的勢力との関係遮断を目的とした広報活動を推進する。</li> </ul>
2 組織支援活動	(1) 地域・職域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域及び職域暴力団追放団体と連携し、その組織活動を積極的に支援して暴力団排除活動の推進を図る。</li> <li>○ 地域が主催する暴力団追放大会等に際し、各種資料やグッズ等の提供を行い、暴力団排除気運の醸成を図る。</li> </ul>

	(2) 企業、行政に対する支援	○ 不当要求防止責任者講習等の機会を活用して、企業や行政に不当要求対応要領等を積極的に情報発信し、暴力団排除の周知徹底を図る。
3 相談活動	(1) 適切な相談活動	○ 暴力追放相談委員に「弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB」を委嘱し、面接や電話等による暴力相談を積極的に受理して、相談者の期待に応える適切な相談活動を図る。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	○ 京都弁護士会（暴力追放相談委員）、警察本部との緊密な連携を図り、専門的かつ効果的な相談活動を行い、被害の未然防止及び救済を図る。
	(3) 代理訴訟を視野に入れた相談活動	○ 暴力団事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されている相談を受理した時は、専門的知識を有する弁護士（専門委員）等と速やかに協議を行い、対応方針を決定する。
4 少年対策事業	(1) 少年を暴力団から守るための活動	○ 少年サポートセンターと連携した少年指導員研修、闇バイト等の有害環境の排除を目的とした広報活動を積極的に行い、少年を暴力団から守るための活動を推進する。
5 受託事業	(1) 責任者講習の実施	○ 京都府公安委員会の委託事業である不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、事業所及び行政機関における暴力団排除の徹底を図る。

	(2) 講習内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講習に使用する教材、P P資料、講習科目の検証及び見直しを積極的に行い、講習内容の充実を図るとともに、令和5年4月から開始したオンライン併用型講習の更なる習熟に努め、講習環境の整備を図る。</li> </ul>
6 救済事業	(1) 表彰規程の積極的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ センターの事業活動の推進に積極的に協力した個人又は団体に対する表彰を積極的に行い、暴力団排除意識の高揚を図る。</li> </ul>
	(2) 貸付金及び見舞金の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴力団事務所の撤去、暴力団員等からの被害にかかる損害賠償請求訴訟の諸費用等に際し、積極的かつ効果的な貸付金の運用を図る。</li> <li>○ 暴力団員等による不法な行為で被害を受けた者には、見舞金の支給による救済支援を適切に行う。</li> </ul>
	(3) 離脱者支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年1月に設立した「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」の活性化を図り、協賛企業への加入促進及び離脱希望者の就労等支援を行う。</li> <li>○ 離脱者雇用給付金等の積極的な運用を図り、事業所に対する支援の充実及び就労環境の充実を図る。</li> </ul>
7 研修事業	(1) 全国民事介入暴力対策大会・研修会への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弁護士会主催による「民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に積極的に参加し、最新の暴力団対策等の研修を受講する。</li> </ul>
	(2) 贊助会員等対象の	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都弁護士会民暴・非弁取締委員会</li> </ul>

	研修会の開催	及び警察本部の協力を得て、賛助会員等に対する研修会を開催する。
8 調査研究活動	(1) 暴力団情報の収集等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織支援活動及び相談活動等を通じて、暴力団に関する各種情報を収集するとともに、意見・要望等を反映させた効果的な各種事業を行う。</li> </ul>
	(2) 全国及び他府県センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国センター及び他府県センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。</li> <li>○ 全国センターの会報等に紹介された効果的な活動は、視察や資料の収集を行い、センター事業に反映させる。</li> </ul>
9 その他	(1) 職場環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ センターの保有する個人情報や相談内容は、組織的管理を基本とし、保秘の徹底を図る。</li> <li>○ 自己研鑽と良好な職場環境の構築を図り、府民から信頼されるセンターとして事業を推進する。</li> </ul>
	(2) 賛助会員の募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報啓発活動及び責任者講習等の機会に賛助会員の加入促進を呼び掛け、多くの企業・団体・個人からの協力と支援を得て暴力団排除を実現する。</li> </ul>